川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱（案）

（目的）

第１条　この要綱は、川崎市動物愛護センターが、市内における、ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）を促進するため、コーナーを設置し、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（活動）

第２条　前条の目的を達成するため、コーナーにおいて次の活動を行う。

（１）設備の利用に供すること。

（２）市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。

（３）市民活動支援に関すること。

（４）その他、コーナーの設置目的を達成するために必要なこと。

(設備)

第３条 コーナーの設備は、次のとおりとする。

（１）市民協働室１

（２）市民協働室２

（３）研修室

（利用日時）

第４条 コーナーの利用日は、動物愛護センター開庁日とし、利用時間は、９時から１２時、１３時から１６時３０分とする。

２ 前項の規定に関わらず、動物愛護センター所長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（利用団体）

第５条 コーナーを利用できる団体は、川崎市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体とする。ただし、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）政治、宗教又は営利活動を主たる目的とするもの。

（２）暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの。

（３）前各号に掲げるもののほか、動物愛護センター所長が不適当と認めるもの。

（利用料）

第６条 コーナーの利用料は無料とする。ただし、設備利用に当たって必要な消耗品は利用団体が負担する。

（運営）

第７条 川崎市動物愛護センター市民活動コーナー（ 以下「コーナー」という。） の運営は、第５条の利用団体と川崎市動物愛護センターが相互に連携を図り、協働で行う。

２ 市民が運営に参加することを目的に「川崎市動物愛護センター市民活動コーナー利用者の会」（ 以下「利用者の会」という。） を設置する。

（利用登録）

第８条 第５条の利用団体は、事前に次の資料を添えて動物愛護センター所長あて申請する。ただし、動物愛護センター所長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（１）新規登録

ア　動物愛護センター市民活動コーナー団体登録申請書（第１号様式）（ 以下（ 団体登録申請書という。）

イ　団体規約等

ウ　活動実績資料

（２）変更登録

ア　団体登録申請書

イ　登録事項の変更に係る資料

（３） 登録証再発行

ア　団体登録申請書

（４） 廃止登録

ア　団体登録申請書

イ　動物愛護センター市民活動コーナー利用登録証（第２号様式）（ 以下「登録証」という。）

２ 動物愛護センター所長は、前項第１号に係る新規登録を決定した団体（ 以下「登録団体という。） に登録証を交付する。

（登録の更新）

第９条 登録団体は、毎年度更新を行うものとし、団体登録申請書により動物愛護センター所長あて申請するものとする。

（予約）

第１０条 コーナー諸室を利用するには、事前に予約を行うものとする。

２　 利用の予約は、利用日の属する月の２か月前の１日（ 閉庁日に当たる場合はその次の開庁日）から、直接来所、電話又はファクシミリにより行う。ただし、ファクシミリによる予約は、動物愛護センター所長が認めた団体のみとする。

３ 予約の区分は次の２区分とする。
（１）　９時００分～１２時００分
（２）１３時００分～１６時３０分
４ 予約は直接来所し、予約表に直接記入したものを優先するものとし、１か月につき市民協働室最大４区分、研修室最大２区分の予約ができる。
５ 登録団体は、利用希望日の当日に予約のない区分があるときは、前４項の規定に関わらず、利用することができる。

（予約の取り消し）
第１１条 予約をした登録団体が、その利用を中止する場合、速やかに予約の取り消しを行うものとする。

（登録証の持参）
第１２条　登録団体が施設を利用する際は、「動物愛護センター市民活動コーナー利用登録証」（第２号様式）を持参することとする。

（利用制限）
第１３条 登録団体は、次の各号に掲げる活動等をコーナーでしてはならない。
（１）物品販売などの営利活動を行うこと。
（２）寄附募集その他これに類する活動を行うこと。
（３）政治活動及び宗教活動を行うこと。
（４）ボランティア等の地域貢献に当てはまらない活動を行うこと。
（５）他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
（６）その他、動物愛護センター所長が不適当と認める活動等を行うこと。
２ 動物愛護センター所長は、登録団体が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある活動等をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

（損害賠償）
第１４条 利用団体は、その責に帰すべき事由により、設備等の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

（庶務）
第１５条 コーナーの設置に関する事務は、健康福祉局保健所動物愛護センターで処理する。

（その他）
第１６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。